

議案第 9 号

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 6 月 1 0 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

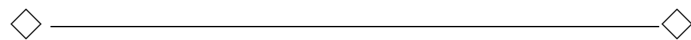
階上町印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和 51 年階上町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 11 条第 1 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。



提案理由

階上町印鑑の登録及び証明に関する事務について、令和 7 年 9 月 1 日から地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第 2 条第 1 項に規定する地方公共団体情報システムへ移行することに伴い、所要の改正を行うため提案するのである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。